

## 福岡市都市交通協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「福岡市都市交通協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、福岡市都市交通基本計画の見直しにあたり、交通施策の方向性や取り組むべき施策などの事項について協議検討し、専門的・学術的見地から、委員より市に対して情報の提供、助言等を行うことを目的とする。

(構成員及び組織)

第3条 協議会は、市長が委嘱した学識経験者、市民代表、交通事業者、エリアマネジメント団体、関係行政で構成する。

2. 協議会には会長及び副会長を置く。
3. 会長及び副会長は、委員の互選とする。
4. 副会長は、会長を助け、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
5. 委員の任期は、福岡市都市交通基本計画の策定までとする。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集し、会長は会議の進行にあたる。

2. 市長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
3. 市長が必要と認めたときは、構成する委員より市に対して情報の提供、助言等を行う場を別途設けることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。

2. 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、第1回協議会開催日から施行する。